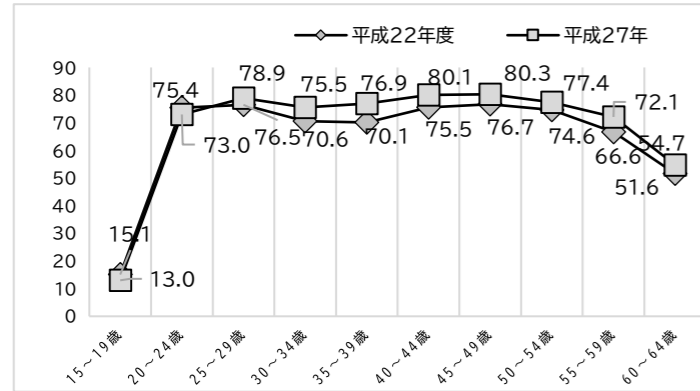
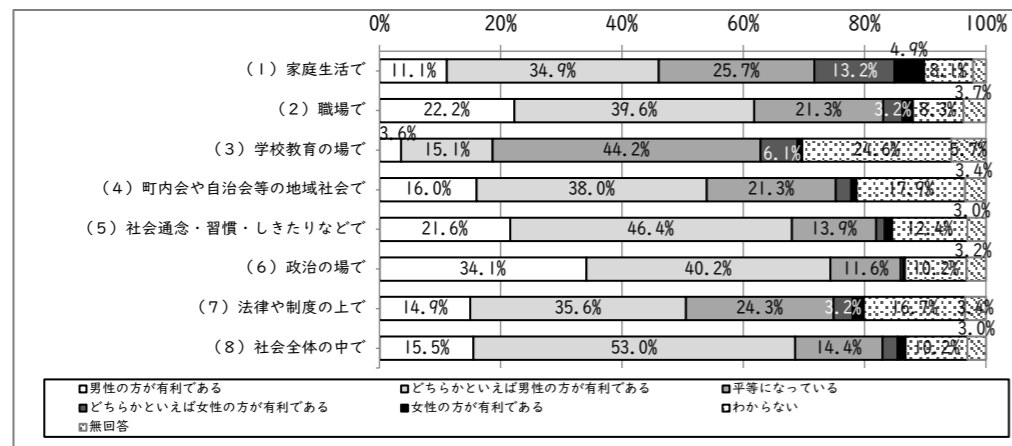


## 鹿沼市の現状

### ◆女性の就業状況



### ◆男女平等について



### ◆主な成果指標

| 指標名                                     | 現状<br>(令和2年度) | 目標値<br>(令和8年度) |
|---|---------------|----------------|
| 人権侵害されていないと感じる割合                        | 74.3%         | 85.0%          |
| 審議会等における女性委員の割合                         | 21.4%         | 40%以上 60%以下    |
| ワーク・ライフ・バランスの実際の優先度<br>(仕事と家庭生活等をともに優先) | 30.6%         | 40.0%          |
| DV(ドメスティック・バイオレンス)認知度                   | 77.5%         | 80.0%          |
| デートDV(交際相手からの暴力)の認知度                    | 54.0%         | 60.0%          |

かぬま男女共同参画プラン2022【概要版】 令和4(2022)年3月

鹿沼市市民部人権推進課

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688 番地1

TEL 0289-63-8352 FAX0289-60-1001 E-mail jinken@city.kanuma.lg.jp

# かぬま男女共同参画プラン 2022

(令和4年度～令和8年度)

花と緑と清流のまち

笑顔 あふれる やさしいまち

〔概要版〕



KANUMA CITY  
鹿沼市

# なぜ男女共同参画社会の実現を目指すの？

社会環境の変化が著しい現代は沢山の課題を抱えています



男女が互いを尊重しながら、ともに支え、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを進めることです。



誰もが分け隔てられることなく生活する事ができ、すべての人が幸福に感じられる社会を目指すことにつながります。

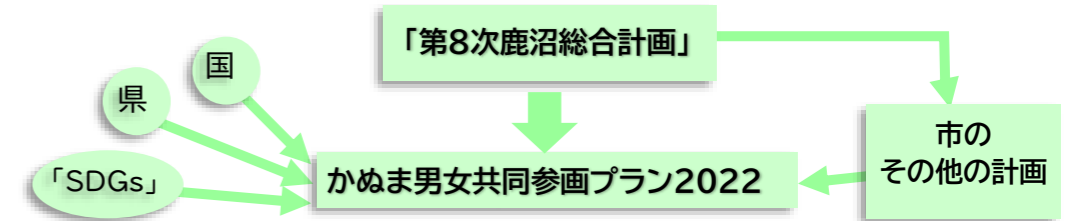
## 基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 男女の性についての理解と健康の確保
- (6) 国際的協調

一人ひとりが輝き  
笑顔あふれる男女共同参画社会へ

## 計画の位置づけ及び期間

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「鹿沼市男女共同参画推進条例」第7条第1項に基づく本市の男女共同参画を推進するための基本的な計画です。
- 「第8次鹿沼総合計画」に基づいて、他の関連計画との整合性を図っています。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)」を勘案するとともに、国際社会共通の目標である持続可能な開発目標「SDGs」を念頭に置いています。



この計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間です。

## — 基本目標 —

### 基本目標Ⅰ 互いを認め合う男女共同参画社会に向けた意識づくり

- 多様性(ダイバーシティ)の観点から、多様な性のあり方にも配慮します。
- 幼少期から高齢者に至る幅広い層を対象に、教育・学習の充実に努めます。

#### 【施策の方向1】

#### 人権を尊重した男女共同参画意識の啓発

- (1) 性の多様性への理解を含めた個人を尊重する意識の啓発
- (2) 男女共同参画についての啓発普及活動の推進
- (3) ジェンダー平等への取組

#### 【施策の方向2】

#### 男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実

- (1) 家庭教育の充実
- (2) 教育課程・教職員研修の充実
- (3) 学習機会の提供

#### 【施策の方向3】

#### 国際的視野に立った男女共同参画の推進

- (1) 外国人住民に対する男女共同参画の推進
- (2) 国際理解・交流・協力の推進

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

- あらゆる分野において、個性と能力を発揮できる人材の育成
- 働く場における女性活躍のための環境整備
- 働きやすい環境づくり支援

#### 【施策の方向1】

#### 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- (1) 女性への政策・方針決定への参画促進

#### 【施策の方向2】

#### 男女共同参画を支える市民活動の促進

- (1) 男女共同参画の視点に立った市民活動の促進
- (2) 女性リーダーの育成とエンパワメントの促進

#### 【施策の方向3】

#### 働く場における女性の活躍推進【女性活躍推進計画】

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- (2) 職業・職種の拡大を職業訓練の充実
- (3) 仕事へのチャレンジ・雇用の促進

#### 【施策の方向4】

#### 互いに支え合い働きやすい環境づくり支援【女性活躍推進計画】

- (1) ワーク・ライフ・バランス意識向上のための取組
- (2) 多様な働き方が選択できる支援と環境の整備
- (3) 職場におけるハラスメントへの対応



### 基本目標Ⅲ だれもが安心していきいき過ごせる社会づくり

- DV被害者に対し、支援の充実を図るとともに児童虐待対応との連携を強化します。
- 人生100年時代を見据えた心とからだの健康支援や生きがいづくりを支援します。
- 誰もが安心して暮らせるよう相談しやすい環境整備を図ります。
- 男女共同参画の視点に立った災害時の対応や、防災に関する活動への女性の参画を促進します。

#### 【施策の方向1】

#### 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

- (1) DV被害者等支援対策の推進
- (2) 女性に対する暴力を根絶するための取組
- (3) 若年層を対象とした暴力等被害防止の取組

#### 【施策の方向2】

#### 生涯にわたる健康や生きがいづくりの支援

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 生きがいづくりの支援

#### 【施策の方向3】

#### 子育てへの社会的支援

- (1) 母性保護の推進・啓発
- (2) 子育て期の健康と育児支援
- (3) 少子化対策の推進

#### 【施策の方向4】

#### 安心して暮らせる環境の整備

- (1) 困難を抱える人が安心して暮らせるための相談・啓発
- (2) 高齢者・障がい者・ひとり親等への支援
- (3) 外国人住民への支援
- (4) 災害時における男女共同参画
- (5) 防災における男女共同参画

